

<アプリからの口座開設に係る特約>

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は城北アプリから開設した城北信用金庫（以下「当金庫」といいます。）のスマホ専用普通預金（以下「この預金」といいます。）に適用される事項を定めるものです。
- (2) この預金は、「普通預金規定」、「キャッシュカード規定」、（以下、あわせて「各種預金規定」といいます。）によるほか、本特約により取扱います。
なお、「各種預金規定」とこの特約とで相違が生じる場合には、本特約が優先して適用されるものとします。
- (3) この特約は「普通預金規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては「普通預金規定」が適用されるものとします。
- (4) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは「普通預金規定」に従います。

2. (口座の利用開始)

- (1) 城北アプリからの申込みにより開設されたこの預金は、当金庫が所定の開設手続き後に、簡易書留郵便で送付するキャッシュカード等をお客さまが受領した時から利用できます。
ただし、簡易書留郵便で送付したキャッシュカード等が当金庫に返戻されてきた場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、開設したこの預金を解約できるものとします。

3. (通帳の不発行)

- (1) この預金は、通帳を発行いたしません。
- (2) この預金の取引明細等は、城北信用金庫アプリを利用してお客さま自身で確認することができます。
- (3) 確認可能期間経過後に取引明細等を必要とされる場合は、当金庫所定の方法によりお申し込みをいただくことにより発行いたします。なお、この場合当金庫所定の手数料を支払うものとします。

4. (印鑑の届け出)

城北アプリから開設する口座の印鑑は、口座開設後に別途当金庫所定の方法により届け出るものとします。なお、印鑑の届け出が完了するまでは、お届け印の押捺が必要な取引はできないものとします。

5. (普通預金の預入れ、払戻し等)

- (1) お客さまは、当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預入払出兼用機（現金自動預金機、現金自動支払機を含みます。）により、現金の預入れ、払戻し等を行うことができます。

(2) この預金を店頭で払戻すことはできません。

6. (解約)

この預金口座を解約する場合には、キャッシュカードとお届け印および運転免許証等本人確認書類を持参のうえ、当金庫お取引店に申出てください。

7. (免責事項)

次の事由によりこの預金のサービスの取扱いに遅延、不能、漏洩等があっても、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

- (1) 当金庫所定の本人確認手続きにより、本人と認めて取扱いを行ったにもかかわらず、暗証番号等に盗用または不正使用等があった場合
- (2) 災害・事変等当金庫の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があった場合
- (3) 当金庫および金融機関の共同システムの運営体が、相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、公衆回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより、お客さま情報が漏洩した場合
- (4) お客さまが各種届出事項の変更を怠った場合

8. (取引種類・内容の変更)

当金庫の都合により、この預金で取扱う取引の種類・内容等を変更することがあります。この場合は、当金庫ホームページにて告知するものとします。

9. (この特約の変更等)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化など相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上